



2023年12月13日

各 位

会 社 名 三菱自動車工業株式会社
代表者名 代表執行役社長 兼 最高経営責任者
加藤 隆雄
(コード：7211、東証プライム)
問合せ先 理事 IR 室長 佐々木 恵子
(TEL. 03-3456-1111)

役員報酬における「B I P信託」の株式追加取得に関するお知らせ

当社は、2020年度から導入している当社の執行役・執行役員他（以下「執行役等」という）を対象とした信託（役員報酬B I P【Board Incentive Plan】信託 以下「本信託」という）を活用した株式報酬制度（以下「本制度」という。）に関し本信託による当社株式の追加取得を実施することを報酬委員会で決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本信託による当社株式追加取得の理由

当社は、役員報酬制度の見直しに伴い、2020年12月から本信託を設定していますが、2023年9月に本制度を一部改定の上、継続することを決議したことに伴い、これまでの支給等により、本信託に残存する当社株式の不足が今後見込まれることから、今般、本信託への追加拠出を行い当社株式の追加取得を行うことと致しました。

2. 追加信託金の金額および株式の取得時期

(1) 追加信託金の金額

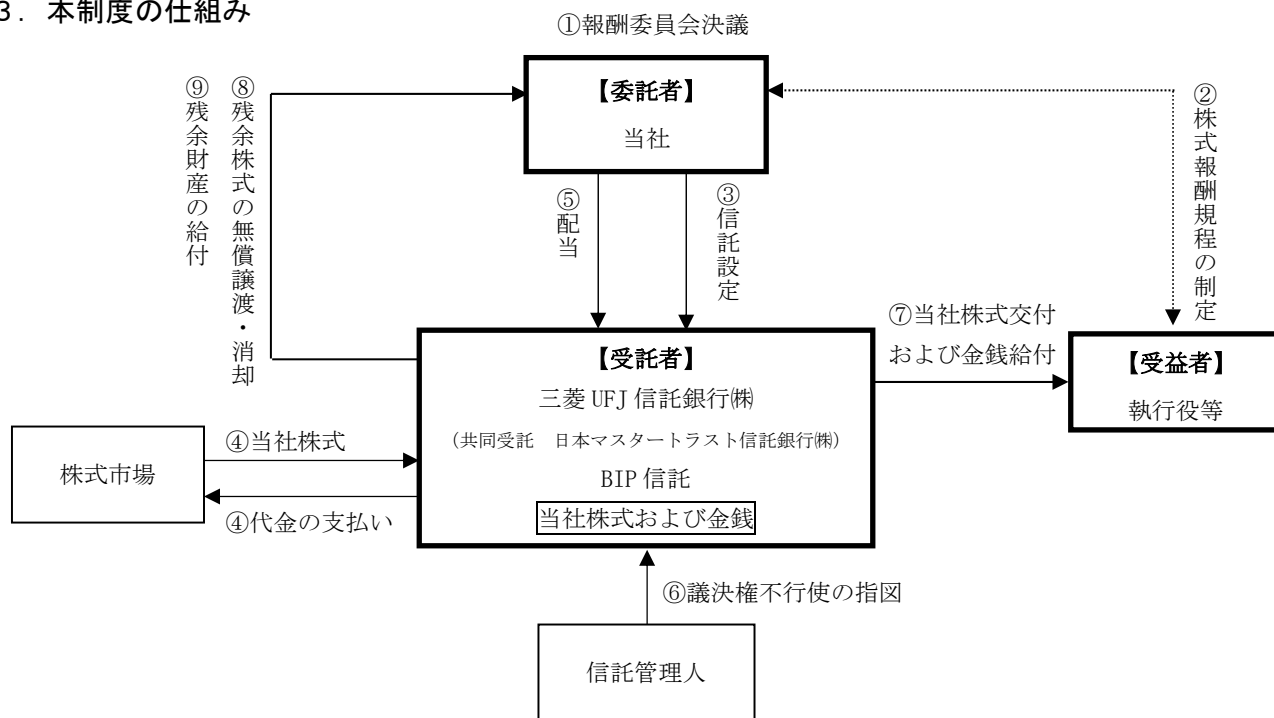
785百万円を上限とする（信託報酬・信託費用を含む。）（予定）

(2) 株式の取得時期

2023年12月21日（予定）～2024年1月31日（予定）

（ただし、2023年12月22日～2024年1月3日は除く）

3. 本制度の仕組み



- ① 当社は、本制度の改定に関し、報酬委員会の決議を得ます。
- ② 当社は、報酬委員会において、本制度に係る株式報酬規程を改定します。
- ③ 当社は、①の報酬委員会で承認を受けた範囲内で金銭を受託者に拠出し、受益者要件を充足する執行役等を受益者とする本信託の信託期間を延長します。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭と既存の本信託に残存する金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。
- ⑤本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦信託期間中、制度対象者は株式報酬規程に従い、執行役等の役位および業績目標達成度等に応じたポイント数の付与を受けたうえで受益者要件を充足した場合に、かかるポイント数の一定の割合に相当する当社株式（単元未満株式については切り上げ）の交付を受け、残りのポイント数に相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭を受領します。
- ⑧信託期間中の業績目標の未達成等により、信託期間満了時に生じた残余株式は、本制度またはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用する場合には、執行役等に対する交付の対象になりますが、本信託を継続利用しない場合には、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡したうえで、当社はこれを所定の手続きを経て消却を行う予定です。
- ⑨本信託終了時の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した範囲内で当社に帰属する予定です。

※ 信託期間中、本信託内の株式数が、信託期間中に執行役等に対して交付等する株式数に不足する可能性が生じた場合や、本信託内の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

4. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、「中長期業績連動報酬」および「退任時報酬」に適用されます。中長期業績連動報酬は、2024年3月31日で終了する事業年度（以下「職務執行対象期間」という。）以降の毎事業年度を対象として、職務執行対象期間から連続する3事業年度（以下「制度対象期間」という。）における執行役等の役位および業績目標達成度等に応じて、制度対象期間の終了時に、当社株式等の交付等が行われます。退任時報酬は、各職務執行対象期間の役位に応じて毎年ポイントが付与され、原則として退任時に一括して当社株式等の交付等が行われます。

(2) 本信託の対象者（受益者要件）

受益者要件を充足した執行役等は、毎年一定の時期ならびに退任時に所定の受益者確定手続きを行うことにより、ポイントに相当する数の当社株式等の交付等を、本信託から受けるものとします。

受益者要件は原則、以下のいずれかに該当する者となります。

《中長期業績連動報酬》

- ① 制度対象期間終了時点で当社の執行役等として在任し、かつ、国内居住者であること
- ② 制度対象期間中に退任する場合であっても、報酬委員会にて交付等が適切と判断された場合
- ③ 制度対象期間中に国内非居住者となった場合
- ④ 本制度廃止時において、制度対象者として存在している場合

《退任時報酬》

- ① 当社の執行役等が任期満了により退任する場合
- ② 任期満了以外の理由で退任する場合であっても、報酬委員会にて交付等が適切と判断された場合
- ③ 本制度廃止時において、制度対象者として存在している場合

(3) 信託期間

2020年12月17日から2026年8月31日までとします。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、以降の各3事業年度を制度対象期間として、本信託の信託期間を延長いたします。

ただし、かかる追加信託を行う場合において、延長前の信託財産内に残存する当社株式（執行役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了のものを除きます。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は延長後の信託の財産に含まれます。

(4) 執行役等に交付等が行われる当社株式等の数

執行役等に対して交付等が行われる当社株式等の数は、役位および業績目標の達成度等に応じて付与されるポイントの数により定まります。

なお、1ポイントあたりの株式数は、当社普通株式1株とします。

※ 当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイント当たりの当社普通株式数の調整がなされます。

(5) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、株式市場からの取得を予定しています。

(6) 執行役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期

上記(2)の受益者要件を充足した執行役等は、制度対象期間中の業績評価確定後ならびに退任時に所定の受益者確定手続を行うことにより、付与されたポイントの一定の割合に相当する数の当社株式(単元未満株式は切上げ)の交付を本信託から受け、残りの当社株式については本信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けることができます。

なお、本制度を通じて取得した当社株式は、当社が定めるインサイダー取引規程及び関係する法令諸規則に服することとします。

(7) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(8) 本信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬および信託費用に充てられます。

(10) 本信託の終了時の取扱い

信託期間満了時に生じた残余株式は、本制度またはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用する場合には、執行役等に対する交付の対象になります。なお、本信託を終了する場合には、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを所定の手続きを経て消却を行う予定です。

また、信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用いたしますが、本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社および執行役等との利害関係のない団体へ寄附する予定です。

以 上

●信託契約の内容（ご参考）

① 制度対象者	執行役等
② 信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
③ 信託の目的	制度対象者に対するインセンティブの付与
④ 委託者	当社
⑤ 受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
⑥ 受益者	制度対象者のうち受益者要件を充足した者
⑦ 信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士を予定）
⑧ 信託契約日	2020年12月17日（2023年12月に変更予定）
⑨ 信託の期間	2020年12月17日～ 2026年8月31日 （2023年8月に2026年8月31日まで延長）
⑩ 制度開始日	2020年12月17日
⑪ 議決権行使	行使しない。
⑫ 取得株式の種類	当社普通株式
⑬ 信託金の金額	785百万円を上限とする（信託報酬・信託費用を含む。）（予定）
⑭ 株式の取得時期	2023年12月21日（予定）～2024年1月31日（予定） （ただし、2023年12月22日～2024年1月3日は除く）
⑮ 株式の取得方法	株式市場から取得
⑯ 帰属権利者	当社
⑰ 残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金等の範囲内とします。

※ 上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更される場合があります。